

盛岡市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和8年9月29日

盛岡市監査委員	菊 田 隆
同	小 畑 真
同	瀬 川 光 夫
同	八木橋 美 紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第 199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

教育機関（小学校、中学校及び幼稚園）

2 対象範囲

令和7年度の事務の執行に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和8年度又は令和6年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各学校等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金

の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和8年7月1日～令和8年9月29日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
見前南小学校、津志田小学校 見前南中学校、米内幼稚園 厨川小学校、太田東小学校	令和8年7月30日 見前南小学校、津志田小学校 見前南中学校、米内幼稚園 厨川小学校、太田東小学校
城東中学校、仁王小学校 城北小学校、厨川中学校	令和8年7月31日 城東中学校、仁王小学校 城北小学校、厨川中学校
城南小学校、桜城小学校 北松園小学校、北松園中学校	令和8年8月3日 城南小学校、桜城小学校 北松園小学校、北松園中学校
太田小学校、洪民中学校	令和8年8月4日 太田小学校、洪民中学校

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各学校等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各学校等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

特に、主管課においては、各学校等の現場の実態に即したより積極的な対応を図られたい。

別 紙

教育機関

見前南中学校

【指摘事項】

- 1 学校徴収金の事務について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 保護者への徴収額の通知などに係る事務が遅滞し、集金が遅れたもの
 - (2) 支出に係る決裁を得ずに処理をしていたもの

- 2 郵便切手の使用及び管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 郵便切手及び郵便切手受払簿が事務職員により単独で管理されていたもの
 - (2) 郵便切手受払簿に残枚数の記載がなかったもの
 - (3) 使用者が承認者の承認を得ずに使用していたもの